



ニ. 通則3(要約)

2(b)の規定他により**二以上の項に属するとみられる物品は、**
通則3(a)以下により分類を決定する

ホ. 通則3(a)(要約)

分類は最も**特殊な限定**をしている項が**優先**する。
但し、混合物やセット等については適用しない

通則3

二以上の項に属するとみられる物品は
次に定めるところにより所属を決定する

適用
順序

・通則3(a) 最も特殊な限定をして記載している項

・通則3(b) 混合物、異なる材料・構成要素、小売用のセット

・通則3(c) 数字上の配列における最後の項

<通則3 (a) の例1>

★ <クリスマス用の表示がない燃った柳の枝からなるリース>

クリスマス用の表示がないため、95.05項のクリスマス用品には分類されない。**装飾用に適する植物の部分**として、06.04項に該当する。また、**組物材料から直接造形したしたもの**として、46.02項にも該当する。本品は二以上の項に属する物品であることから関税率表の解釈に関する通則3(a)の規定により、**最も特殊な限定**をしている記載の項として、06.04項の装飾用に適する植物の部分として分類される。



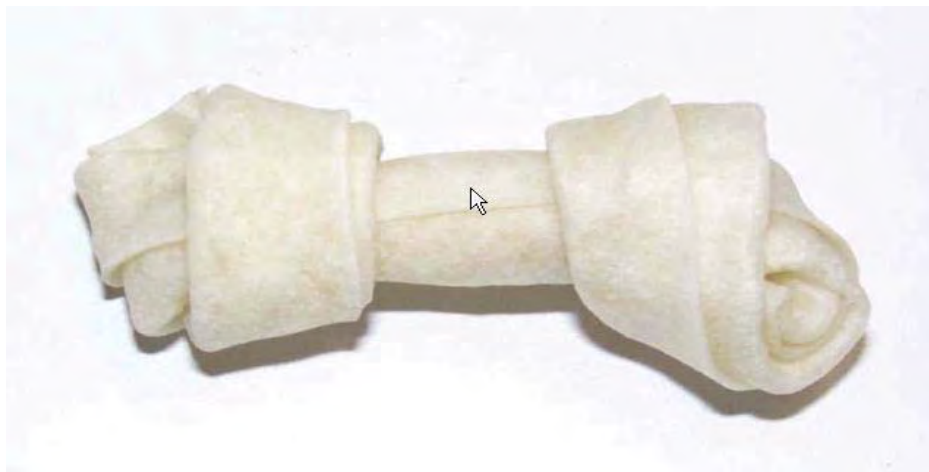
最も特殊な限定をした記載

<通則3 (a) の例2>

<牛皮を成型してつくった犬用スナックガム>

(考え方)

犬用に**調製**された**飼料**として、23.09項に該当する。また、牛皮から製造したものとして、42.05項の**その他の革製品**にも該当する。通則3(a)により、より**特殊な限定**をしている記載の項として、23.09項に分類される



最も特殊な限定をした記載